

令和 4 年 1 月 11 日

第 1 回  
議 事 録

小国町農業委員会

## 令和4年第1回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和4年1月11日（火）午後1時30分から

2. 開催場所 おぐに町民センター 206～209号室

3. 出席委員（農業委員8名 計8名）

|     |  |       |
|-----|--|-------|
| 会 長 |  | 松岡 克明 |
|-----|--|-------|

|         |     |       |
|---------|-----|-------|
| 会長職務代理者 | 1 番 | 石松 雄平 |
|---------|-----|-------|

|     |     |       |
|-----|-----|-------|
| 委 員 | 2 番 | 梅木 美代 |
|-----|-----|-------|

|  |     |       |
|--|-----|-------|
|  | 3 番 | 穴井 英雄 |
|--|-----|-------|

|  |     |       |
|--|-----|-------|
|  | 4 番 | 飯沼 由彦 |
|--|-----|-------|

|  |     |       |
|--|-----|-------|
|  | 5 番 | 宮崎 博美 |
|--|-----|-------|

|  |     |       |
|--|-----|-------|
|  | 6 番 | 佐藤 仲子 |
|--|-----|-------|

|  |     |       |
|--|-----|-------|
|  | 7 番 | 穴井 千年 |
|--|-----|-------|

|             |      |              |
|-------------|------|--------------|
| 農地利用最適化推進委員 | 宮原地区 | 麻生 輝雄 、 小田 清 |
|-------------|------|--------------|

|  |      |               |
|--|------|---------------|
|  | 上田地区 | 河津 有隆 、 松本 和昭 |
|--|------|---------------|

|  |      |                 |
|--|------|-----------------|
|  | 西里地区 | 二田水 宏一 、 佐藤 三代司 |
|--|------|-----------------|

4. 欠席委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号番号1 農地法第3条の規定による許可申請について

第3 議案第1号番号2 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第1号番号3 農地法第3条の規定による許可申請について

第5 議案第1号番号4 農地法第3条の規定による許可申請について  
(地上権設定)

第6 議案第2号番号1 農地法第5条の規定による許可申請について  
(一時転用)

第7 議案第2号番号2 農地法第5条の規定による許可申請について

第 8 議案第 3 号番号 1 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に  
～番号 5 による農地利用集積計画について(利用権貸借)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 宮崎 智幸

事務局職員 波多野 裕

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、令和 4 年第 1 回小国町農業委員会を開催いたします。出席農業委員は 8 名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第 12 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、1 番 石松英雄委員、5 番 宮崎博美委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記には事務局職員の波多野さんを指名いたします。以上で日程第 1 を終わります。

議長 日程第 2 議案第 1 号番号 1「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の 1 ページをお開きください。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」農地法第 3 条の規定により下記農地の申請があったので審議を求める。令和 4 年 1 月 11 日提出。小国町農業委員会会松岡克明でございます。

議案第 1 号番号 1 です。土地の所在は、大字西里字〇〇番地、地目は登記簿田、現況田です。土地の面積は 1,232 m<sup>2</sup>、権利の

種別は、3 条有償移転となります。譲渡し人と、譲受け人は記載の通りです。申請事由としましては、経営規模拡大を目的とする所有権移転となります。備考欄には対価が記載されています。詳しくは別冊資料 1 をご覧ください。1 ページが農地法第 3 条の許可申請書になります。2 ページには現に所有する農地面積が記載されています。田んぼ 14,958 m<sup>2</sup>、畑 55,443 m<sup>2</sup>、合計面積が 70,401 m<sup>2</sup>となります。3 ページには作付け予定の作物、作物別の作付面積、農機具の保有状況と家畜の保有状況が記載されています。4 ページには権利を取得する家族の世帯状況が記載されています。6 ページに周辺地域との関係と、地域との役割分担の状況が記載されています。7 ページが位置図になります。8 ページが航空写真です。〇〇号線の向かい側になります。9 ページが土地登記簿謄本の写しになります。所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。10 ページが字図です。基盤整備が済んでいる田んぼになります。11 ページが委員さん達との現地立会時の写真です。12 ページが確認書です。要件の部分ですが、効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、全てクリアしております。説明は以上です。

議 長        ただいまの事務局の説明に関連して、穴井千年委員から報告をお願いします。

7      番        1 月 6 日に私と、佐藤仲子委員、佐藤三代司委員、二田水委員、事務局 2 名で現地を確認に行きました。先ほど事務局から説明がありましたように、売買に関しましては、何ら支障はないと思います。皆様のご審議宜しくお願い致します。

議 長        それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質 問 な し)

議 長        それでは採決いたします。議案第 1 号番号 1 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 1 は原案のとおり決定しました。

議 長 日程第 3 議案第 1 号番号 2「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 同じく議案書の 1 ページをお開きください。議案第 1 号番号 2 です。土地の所在は、大字上田字〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地の 3 筆です。地目は、登記簿田、現況田で、3 筆合計面積は 831 m<sup>2</sup>となります。権利の種別は 3 条有償移転となります。譲渡し人、譲受け人は記載の通りです。申請事由としましては、経営規模拡大を目的とする所有権移転となります。備考欄に対価が記載されています。詳しくは別冊資料 2 をご覧ください。1 ページが農地法第 3 条の許可申請書の写しになります。2 ページが現に有する農地面積です。田んぼが 9,791 m<sup>2</sup>、畑 3,443 m<sup>2</sup>で、合計面積が 13,234 m<sup>2</sup>になります。3 ページが作付け予定の作物別の作付面積と、農機具の保有状況が記載されています。田んぼに水稻、畑に自家製野菜となります。4 ページに権利を取得する者の世帯状況が記載されています。5 ページ、6 ページに周辺地域との関係と、地域との役割分担の状況が記載されています。7 ページが位置図になります。〇〇号線から 50 メートル程入っていった所になります。8 ページが航空写真です。9 ページが土地登記簿謄本の写しです。権利移動に伴う障害となる権利関係はございません。9 ページから 10 ページ、11 ページが登記簿謄本の写しです。12 ページが字図になります。13 ページが委員さん達との現地立会時の写真となります。最後の 14 ページが確認書になります。要件の効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、全てクリアしています。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、飯沼由彦委員から報告をお願いします。

4 番 この案件については 1 月 6 日に私と穴井千年委員、河津推進委員、松本推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。申請地は、営農がされている農地でした。買い手の方がこの申請地で営農されていくということで、問題はないかと思われます。

議 長        それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(意見・質問なし)

議 長        それでは採決いたします。議案第 1 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長        全員賛成ですので、議案第 1 号番号 2 は原案のとおり決定しました。

議 長        日程第 4 議案第 1 号番号 3「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題に供します。この議題については、日程第 5 の農地法第 3 条許可申請及び日程第 6 の農地法第 5 条許可申請が関連していますので、続けて日程第 6 まで説明をおこないます。まずは、日程第 4 議案第 1 号番号 3「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長        同じく議案書の 1 ページをお開きください。議案第 1 号番号 3 です。今説明がありましたようにこの議案につきましては番号 4 の 3 条の地上権と、議案 2 号番号 1 の 5 条の一時転用と関係があります。営農型太陽光発電施設を設置しパネルの下の農地で営農を行うという議案になります。説明につきましては 3 議案続けて行いたいと思います。

議案第 1 号番号 3 です。土地の所在は大字上田字〇〇番地から、3 ページの〇〇番地までの合計 23 筆になります。地目は、それぞれ登記簿原野、山林、公衆用道路、現況は全て畑です。面積は、23 筆合計で 201,178 m<sup>2</sup>となります。権利の種別は、解除条件付 3 条賃貸借となります。貸付人と、借り受け人については記載の通りです。貸付人は合計〇〇名、借り受け人は農業を行う一般法人となります。別途、解除条件付契約書が必要となる案件となります。申請事由としましては、農業経営を行うためです。備考欄には貸借料が記載されています。詳しくは別

冊資料 3 をご覧ください。1 ページが農地法第 3 条の規定による許可申請書の写しになります。3 ページをご覧ください。3 ページが先ほどの申請者〇〇の一覧になります。4 ページが許可を受けようとする土地の一覧です。23 筆合計 201, 178 ㎡の土地の一覧になります。5 ページが現に所有する土地の状況ですが、法人の農地等はないことが記載されています。それから 6 ページに作付け面積が記載されています。椎茸 12, 034 ㎡、榊 64, 715 ㎡、飼料作物 124, 429 ㎡です。合計で 201, 178 ㎡となっております。その下の農機具関係は、添付の農機具一覧表の通りとなっておりますが、69 ページをお開きください。69 ページの方に農機具関係の一覧の詳細が記載されています。トラクターからマニユアスプレッダーまではリースを考えているという事です。その下の運搬車、乗用草刈機、ハンマーナイフモア、自走式動力噴霧器は購入予定となっております。77 ページ、78 ページをご覧ください。77 ページが明細と要項です。今回許可を受けようとする営農法人の組織の体制図になります。中央に会社の名前が記載されていますが、この会社がそれぞれの作物について、まず榊についてはこういった組織関係機関と連携を取りながら栽培を行っていきますといった内容で、右下の椎茸の部分については、栽培指導や作業支援を記載のところから受けて、販売先は記載のところを予定しておりますという事です。右上は飼料作物ということで、作業支援を畜産農家に行ってもらい、販売先は記載のように予定しておりますといった内容になっています。それから、右側の農業従事者数も、それぞれ名前ごとに約何日という事で記載されています。78 ページが農作業に従事する者の農作業経験等の状況が記載されています。右側には、サカキ、シタケ、飼料作物栽培の農作業歴が記載されています。戻りまして 10 ページ、11 ページに周辺地域との関係と、地域との役割分担が記載されています。10 ページの中段 8 に適正な利用を確保するための契約条件の状況、本件の権利の設定又は移転は適正に利用していない場合は使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件その他の適正な利用を確保するための条件が付された契約により行うものであることを確約します。という事で、解除条件付契約書も手続きして頂いています。それから 12 ページが位置図になります。13 ページから 16 ページが字図になります。17 ページから 68 ページまでが土地登記簿謄本の写しを付けてあります。賃貸借に伴う障害となる権利関係はございません。

70 ページ、71 ページが営農を行う法人の登記簿謄本の写しです。72 ページから 76 ページがこの法人の定款となります。73 ページの上の方に、第 2 条 当社は、次の事業を行う事を目的とする。1. 草木類及び農産物の栽培、仕入れ、加工及び販売 2. 前各号に付帯又は関連する一切の事業という事で営農を行う会社の定款となります。それから要件の部分ですが、全部効率利用要件、一般法人の下限面積要件、地域との調和要件、全てクリアしています。これまでの部分が 3 条の説明になります。

続けて議案書の 3 ページをお開きください。議案第 1 号番号 4 です。土地の所在は、先ほどの番号 3 と同じく大字上田字〇〇番地から 5 ページの〇〇番地までの 23 筆です。土地の地目はそれぞれ、登記簿原野、山林、公衆用道路です。現況は全て畑です。土地の面積は 23 筆合計で 201,178 m<sup>2</sup>になります。権利の種類は 3 条地上権となります。貸付人と、借受け人は記載の通りです。申請事由としましては、営農型太陽光発電施設を設置するためです。設定期間は 3 年で、対価は記載の通りです。詳しくは別冊資料 3 をご覧ください。3 条地上権というインデックスが付けてあります。1 ページが農地法第 3 条の許可申請書になります。続きまして 3 ページが申請者一覧ということで、借りる側、貸す側の名前が記載されています。今回地上権を設定する側は、発電会社です。4 ページが土地の一覧表になります。先ほどと同じ 23 筆合計で 201,178 m<sup>2</sup>です。この一覧に全体の面積が 201,178 m<sup>2</sup>と、その横に区分地上権の対象となる面積 63,201.25 m<sup>2</sup>が地上権の設定をする実際の面積となります。最後 5 ページに 63,201.25 m<sup>2</sup>の内訳、パネルの下部の面積とケーブル埋設部分の面積を合わせた面積となります。6 ページがパネルの配置図になります。青い色、茶色の部分がパネルの部分になります。この部分が地上権の設定となります。7 ページがケーブル関係の地下埋設の詳細となります。8 ページがその詳細図になります。議案第 1 号番号 4 の説明は以上です。

続けて議案書の 6 ページをお開きください。「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 1 月 11 日提出。。小国町農業委員会会松岡克明でございます。

議案第 2 号番号 1 です。土地の所在は大字上田字〇〇番地から次のページ 7 ページの〇〇番地の計 23 筆です。地目はそれぞれ

れ原野、山林、公衆用道路で、現況は全て畑です。権利の種別は、賃貸借になります。貸付人と、借り受け人は記載の通りです。転用目的は、営農型太陽光発電施設などを設置するため、転用理由も同じになっております。備考欄に一時転用期間は 3 年となっております。詳しくは別冊資料 3 をご覧ください。5 条一時転用とインデックスが付けてあります。1 ページが許可申請書になります。転用者は発電を行う発電会社になっております。賃貸人は先ほどの〇〇になっております。2 番の方に許可を受けようとする土地の所在大字上田字〇〇番地外 22 筆の合計面積が 201, 178 m<sup>2</sup>のうち転用面積は 494. 17 m<sup>2</sup>です。3 番の転用計画の内訳部分で、支柱その他で 494. 17 m<sup>2</sup>となっております。続きまして 3 ページをお開きください。3 ページが申請書の一覧になります。4 ページが許可を受けようとする土地の所在になります。それぞれ筆の全体の面積が記載されています。その横に一時転用に必要な面積が筆ごとに記載されています。その合計面積が一番下の欄 494. 17 m<sup>2</sup>で、この面積が一時転用に必要な面積となります。5 ページが事業計画書になります。土地の選定理由を読み上げます。土地の選定理由、当該申請地において、原木シイタケ、飼料作物およびサカキ栽培を行う農業経営と太陽光発電事業を同時に運営することを企図し、営農型太陽光発電設備の設置を計画しています。太陽光パネルにより直射日光を遮ることで陰性植物のサカキや原木シイタケの栽培に適した環境となります。また飼料作物であるイタリアンライグラスの栽培エリアでは生育に十分な日射量を確保できるよう太陽光パネルの間隔をあけて設置します。広大な農地及び森林区域が広がり農業を行うために十分な土地を確保できるだけでなく豊富な日射量が期待できることから、営農型太陽光発電所の設置を目的として一時転用の許可を申請することとしました。弊社としましては、サステナブルな社会の構築に向けた取り組みとして、再生可能エネルギーと地域農業の発展を目指し、地域の活性化に資する事業にしたいと考えております。事業の目的及び必要性については、原木シイタケ、飼料作物およびサカキ栽培を行う農業経営と太陽光発電事業の実現です。計画概要で、事業面積 201, 178 m<sup>2</sup>、転用面積 494. 17 m<sup>2</sup>、6 ページの被害防除計画、造成中の被害防除対策工事期間中及び完成後も継続して、事業管理者による防災施設の維持管理により、下流域への土砂流出の防止と水質の防止と水質の保全を行います。排水施設は大雨

時（時間雨量が 10 mm または、連続降雨量が 50 mm を超える場合）と月一回の定期点検時に堆積物の有無を確認し、排水機能を損ねる堆積物を除去します。排水の管理は、大雨時に調整池の放流地点の濁度測定を行い、排水の管理状況を確認します。調整池の浚渫は、大雨時と年 1 回の定期点検時に調整池の土砂堆積量を確認し、防災機能を満たすように浚渫を行います。土砂流出の防止と水質保全のため、雨量計を設置して降雨量を計測し、防災設備の維持管理の基準とします。定期点検及び維持管理記録は、1 年間保管します。という計画になっております。6 番に資金計画、収入の部と支出の部が記載の金額となっています。それから 7 番にその他、小国町と締結している「みんなで考えみんなで創る小国町まちづくり条例に基づく環境保全協定書」を遵守し、工事期間中及び完成後も地域住民との関係構築に努め、万が一、苦情などが発生した場合は、事業管理者が誠意をもって対応し、十分な説明と解決策の迅速な実地に努めます。7 ページから 11 ページまでが発電会社の登記簿謄本の写しです。12 ページから 16 ページまでがその法人の定款です。13 ページの目的の第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とします。1. 再生エネルギー発電所の経営 2. 再生可能エネルギープラントに関する調査、計画、設計、関連機器資材調達及び販売、土木工事、電気工事、建設、運転並びに保守管理事業 3. 全各号に掲げる事業附帯又は関連する事業となっています。字図と登記簿謄本については先ほどの 3 条の時に説明をしましたので省略をさせていただきます。19 ページが一時転用面積内訳一覧表になります。筆ごとにパネル支柱の部分の面積、フェンスの面積、門扉の面積、電柱の面積、電柱を支える支柱の面積、サブ変基礎面積がそれぞれ計算されています。その合計面積が 491.17 m<sup>2</sup> となります。20 ページが全体の計画図です。21 ページがパネルの配置図です。22 ページが作物ごとのパネルの配置図になります。シイタケ、サカキについては陰性作物という事で全面パネルを張ります。飼料作物については陽性作物という事でパネルは一枚おきに張られる事になります。23 ページがパネルの側面図になります。最低高さが 2 メートル 50 センチ、最高高さが 3 メートル 45.3 センチ、支柱間の幅が 5 メートル 65 センチになっております。23 ページ、24 ページがタイプごとの側面図となります。25 ページがパネルを支える支柱と、下の方の赤い線の部分が転用に必要な面積となります。支柱 1 本当たり 0.03 m<sup>2</sup> と

なります。26 ページが外周のフェンスで、この部分も一時転用が必要となります。27 ページが門扉の部分の面積です。28 ページが電柱の部分です。電柱の部分も転用が必要になります。29 ページが電柱の支柱図になります。30 ページのサブ変基礎の面積も一時転用が必要になります面積は、19.25 m<sup>2</sup>です。31 ページから 37 ページまでが参考として切土盛土計画平面図、縦断図、横断図の計画図になります。38 ページもそれに伴いまして排水計画の排水施設断面図を参考に付けてあります。39 ページが、設備撤去に関する確約書が必要になりますので、確約書の写しが付けてあります。40 ページ、41 ページが設備設置に伴う見積書が付けてあります。金額は記載の通りです。42 ページ、43 ページが撤去に必要な費用の見積書が付けてあります。金額は記載の通りです。44 ページ、45 ページが建設に伴う資金の裏づけ資料として、45 ページに残高証明書の写しが付けてあります。46 ページ、47 ページが代替え検討表になります。48 ページから 50 ページに関係他法令手続き状況の一覧表が付けてあります。48 ページの自然公園法に基づく熊本県自然環境保全条例で希少動植物環境調査（ミニアセス）と、森林法は内容が変わりましたので林地開発許可変更申請中です。建築基準法では、林地開発変更許可後に申請となっています。50 ページの電気事業者による再生可能エネルギー電気調達に関する特別措置法（FTT 法）につきましては経済産業省の再生可能エネルギー発電設備認定申請書と、九州電力株式会社に、系統関連系に係る契約ができています。、その他関係法令等では小国町政策課で、皆で考えみんなで作る小国町まちづくり条例に基づく環境保全協定書を交わしています。一部修正があるものにつきましては、後ほど回答をします。という事になっています。法令関係についての手続きは以上です。51 ページが経済産業省の認定書の写しです。52 ページが系統連系に係る契約が成立した書類の写しです。54 ページが現在の現場の航空写真です。55 ページ、56 ページが委員さん達との現地立会時の写真です。続いて営農計画について説明をします。インデックスの営農計画書をお開きください。営農型発電設備の下部の農地における営農計画書及び当該農地における営農への影響の見込み書という事で出されています。1 番、営農型発電設備の設置を計画している農地などの概要という事で畑の部分、営農型発電設備の下部の農地面積は 63,153 m<sup>2</sup>と、上記の農地と一体として営農を行う農地面積は 138,025 m<sup>2</sup>、

合計で 201,178 m<sup>2</sup>となります。続きまして 2 ページをご覧ください。下部の農地における作付け予定作物及び作付面積という事で 1 年目の部分をご覧ください。サカキ 39,970 m<sup>2</sup>、原木シイタケ 7,827 m<sup>2</sup>、飼料作物 15,356 m<sup>2</sup>、合計 63,153 m<sup>2</sup>に作付けを行っていくという計画になっています。3 ページが営農に必要な農作業の期間となっています。別紙 14 ページから 17 ページに記載されていますのでご覧ください。14 ページから営農に必要な農作業の期間という事で作物ごとにどういった作業が必要かという事が月ごとに記載されています。16 ページまでです。それから、それに伴いまして 17 ページがその作業に対する作業人員体制の計画が作物別に月ごとに必要な人数が記載されています。その人数を実際的にどこが行うのか、誰が行うのかという部分が下記に記載されています。戻りまして 4 ページに利用する農業機械という事です。別紙 6 ページに、トラクターから自走式動力噴霧器までリース及び購入予定と記載されています。3 番の営農への影響の見込み、生育に適した日照量の確保ということで、サカキは陰性植物であり、資料のデータによると、サカキが生育に必要なとする最低限の照度は 1,000 ルクスとされている。専門ソフトにより発電設備下の照度をシミュレーションしたところ、最も低いところで年間平均約 2,000 ルクスとの結果であり、生育に必要な照度は十分確保できると考えられる。また、太陽光モジュールにより直射日光を遮ることで、販売に適した葉色とすることが可能となる。原木シイタケに関しましては、原木シイタケの栽培場所は、適度な湿度があつて、ちらちらと日が当たり、雨が直接当たらないような場所が理想である。太陽光モジュールの下で湿度管理を行えば、理想的なほだ場になると考えられる。飼料作物につきましては、栽培予定のイタリアンライグラスの光飽和点は約 25,000 ルクスとされている。飼料作物栽培区画の遮光率は、上記サカキ栽培区画の半分であるため、上記日照シミュレーション結果から、十分な日照が確保可能であると考えられる。続きまして 5 ページの 2 番に効率的な農作業の実施という事で、支柱については、最低地上高さが 2.5 メートル、最高地上高さが 3.4 メートル、間隔が 2.65 メートルから 5.65 メートルという事で確保されています。農作業を効率的に行う上で通常必要となる空間の確保については、架台の最低地上高は 2.5m であり、60 馬力未満のトラクターであれば十分作業可能な空間が確保されている。支柱間隔も使用

が想定される農業機械の使用上、問題ない広さを確保できている。また、作付予定作物のうちで最も全高があるサカキについて、収穫時全高はおよそ 1.5 メートルから 2.0 メートルであることから、作物生育上も十分な高さが確保されていると言える。3 番にそれぞれに、下部の農地の単収見込みが記載されています。サカキは 8 年目で最大値反当たり 172.48 kg、原木シイタケの乾燥重量反当たり 98.1 kg、飼料作物反当たり 6,275 kg、これが毎年基準となり実績報告をあげて頂くことになります。最後 7 ページに営農を行う会社の組織体制図が付けてあります。8 ページが営農区画のレイアウトという事でそれぞれこの場所で営農作物サカキ、原木シイタケ、飼料作物の栽培を行うという事です。9 ページに遮光率が記載されています。飼料作物エリアの遮光率約 39.57%、シイタケエリアの遮光率 78.52%、サカキエリアの遮光率 74.12%になります。陽性作物については約 30%になります。10 ページがパネルの平面図となります。11 ページがパネルの側面図となります。12 ページがサカキの栽培の計画図になります。この図面は上から見た図となります。まるで表示されている部分がサカキです。13 ページがシイタケのパネル下の配置図になります。この図の左側が上から見た図です。右側の図が側面から見た図になります。18 ページからがそれぞれの先ほどの収量見込みの根拠資料を付けてあります。県内の実績をもとに年平均の収量を算定しております。それぞれサカキ、20 ページからがシイタケ、22 ページ、23 ページ、24 ページが飼料作物イタリアンライグラス収量の根拠資料です。25 ページが、それぞれ農業を行う法人の収支の予想収支決算書を付けてあります。8 年目を見て頂きますとサカキの方で売り上げが〇〇円、原木シイタケが〇〇円位、飼料作物が〇〇円位の売り上げが上がる計画になっています。26 ページからそれぞれ作物ごとに治験を有する者の意見書という事で、この場所でこの作物がこのような栽培可能性についての意見書を提出して頂いております。サカキに関してはこの〇〇からの意見書と 36 ページに〇〇からの意見書も頂いております。ただし〇〇からは気温による収穫時の短さや、太陽光パネル下の条件を考えると、平地で温暖な〇〇の圃場と比べると 7 割から 8 割程度の収穫量になるのではないかという意見も頂いております。37 ページからが椎茸に対する意見書です。それから 40 ページから飼料作物についての意見書です。長くなりましたけど説明は以上で終わります。

議長            それではこれより、質疑に入ります。日程第 4、日程第 5、日程第 6 の質疑に入ります。事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

5            番            サカキを販売するようになっていますが、今、お店で販売されているものが売れ残っているところをよく見ますが、サカキを耕作して経営が成立しますか。現状では無理ではないですか。

事務局長        サカキの部分では事業者と話す中で〇〇が販路は責任をもって全て受けるという事で話はできているそうです。補足させていただきます。資料 3 の営農計画書の部分の 35-2 ページをご覧ください。サカキのニーズという事でここにサカキの特徴として、畑栽培を行っている農家が非常に少ない。日本国内流通量の 9 割を占める中国産は、人件費の高騰、高齢化により、減少が明確である。また、近年からの人民元高の傾向により、現在の値が維持できなくなることが予想され、益々国産へのニーズが高まると考えられる。産地表示を義務付けている販売店が増えており、今まで中国産のサカキを知らずに使っていたことが分かり、特に都市部の方に改めて国産サカキへのニーズが高まっていることが書かれています。そういったことでこの資料が提出されています。

1            番            営農計画の中でサカキと原木シイタケ、飼料作物とありますが、全部太陽光の下で営農を行うということなので施設園芸というか、水が必要だと思いますが、どう考えているのでしょうか。

事務局長        シイタケ、サカキもそうですけど水が必要になります。その部分については、今のところ事業地外から運んで散布の予定です。ただし、近くで水の確保はできないか今調査しながら探している状況です。飼料作物につきましては、全面張りではないので水の方は降った雨で確保はできるという計画になっています。

1 番 ○○で、一昨年災害が出ましたように、今度の件で、下流域への被害対応は再度お願いしたいと思います

事務局長 今回の件は事務局としまして、大変心配をしていた部分ですので、事業者の方達と打ち合わせの中で話はさせて貰いました。先ほどの関係法令の部分で、それぞれの所管課、町、県、国あたりの許認可の状況は十分見極めております。その中で特に関係する林地開発許可申請については今検討申請中ということです。これは国、県知事の許可ですが、町の方でも、かなり厳しい意見を述べさせていただきました。今言われました防災対策につきましても意見を述べさせていただきました。それから、町づくり条例の中でも環境保全協定書という事でその中にも織り込んでいます。その他の所管以外の部分でも、それぞれ環境法令の確認という事で確認はさせて頂いている状況です。以上です。

3 番 先ほど事務局が言われましたように、この計画の5条一時転用の6ページに、時間雨量が10mmまたは連続降雨量が50mmと記載されていますが、現在はこれ以上に今まで経験したことがない場合もありますので、そんな場合の数字的なものを、もう少し考えた方がよいのではと思いますけど。

事務局長 具体的な数字につきましても、開発関係については林地開発や、林地開発部が行う林部関係の部局が、土木部の河川の方とも協議を重ねたうえで数字は上げてあります。資料に記載されている時間雨量は点検時の基準の雨量を設けているのであって、実際に許可を受けている部分では、それぞれの法令に基づいた時間雨量で計算をされたもので審議をされています。

7 番 この営農に関してはパネル設置が全部終わって耕作するのですか。それと、作物の収量が予定計画より下回った場合変更設定はできるのですか。

事務局長 作付面積は、今の計画でいきますと許可を受けた後、令和4年度中に設置完了予定ですので、実際の作付けは令和5年度の予定です。それから、営農計画の中に収量見込みが出してありますが、それは今後の実績を毎年提出する必要がありますので、その時の基準の収量になります。今言われましたように収量が

下回った場合は、それに対してのペナルティがあります。通常今回の申請につきましの許可期間は 3 年間ですが、それが 1 年に変更になったり、最終的には改善が見られない場合は次の許可が得られないことになります。あくまでも 3 年間の期間限定の権利許可となりますので、その収量基準というのは必ず満たす必要があります。以上です。少し補足させていただきます。2 割以上の減収が出た場合にこういった処置がとられます。

5 番 標高はどのくらいですか。

事務局長 標高は約 1,000 メートルですので、収量等につきましても知見を有する方の意見書の中にもそういった部分が厳しい状況なので、収量も厳しい状況が加味されたところで計算はされています。

議長 それでは採決いたします。日程第 4、日程第 5、日程第 6 の順に採決いたします。

まずは、日程第 4 議案第 1 号番号 3「農地法第 3 条の規定による許可申請について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛 成 多 数)

議長 賛成多数ですので、議案第 1 号番号 3 は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第 5 議案第 1 号番号 4「農地法第 3 条の規定による許可申請について」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 1 号番号 4 は原案のとおり決定しました。

議長 続きまして、日程第 6 議案第 2 号番号 1「農地法第 5 条の規定による許可申請について」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議長 全員賛成ですので、議案第 2 号番号 1 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 次に、日程第 7 議案第 2 号番号 2「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書の 8 ページをお開きください。「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和 4 年 1 月 11 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 2 号番号 2 です。土地の所在は大字宮原字〇〇番地、土地の地目は、登記簿畑、現況畑で、面積は 550 ㎡となります。権利の種別は所有権移転となります。譲り渡し人と、譲受人は記載の通りです。転用理由は事業拡大に伴い車庫、資材置き場等が必要であるためです。詳しくは、別冊資料 4 をご覧ください。1 ページが農地法第 5 条の許可申請書の写しになります。転用計画の概要欄には車庫 84 ㎡、資材置き場 213 ㎡、重機置き場 60 ㎡、通路その他 161 ㎡、合計で 550 ㎡となります。3 ページに事業計画書が付けてあります。1 番の土地選定理由としましては、既存の車庫とも一体として利用ができ、電気や給水設備もそちらには備わっていて都合がよいことから、申請地を選定した。2 番の事業の目的及び必要性としては事業拡大に伴い、事業用の車の駐車スペースが不足していること、工事等に必要な山砂やランといった資材の置き場がなかったことから、事業の利便性の向上を図るため、駐車場、資材置き場を確保したい。といった事で先ほどの 550 ㎡の転用計画になっています。6 番は資金計画で記載の通りです。4 ページ、5 ページが今回、転用を申請される法人の登記簿謄本の写しです。6 ページから 8 ページまでがその法人の定款になります。9 ページが位置図、10 ページが航空写真です。11 ページが字図、12 ページが土地登記簿謄本

の写しです。所有権移転に伴う障害となる権利関係はございません。13 ページが配置図になります。550 m<sup>2</sup>の内、車庫、資材置き場、重機置き場の配置の計画が記載されています。14 ページがこういった配置になります。15 ページが車庫新築の平面図、立面図になります。16 ページが排水計画図、17 ページが排水同意書、18 ページから 21 ページはそれぞれ建設に係る見積書が添付されています。22 ページが資金の裏付け資料になります。23 ページが土地代替性検討表、24 ページが土地代替性検討図です。25 ページが委員さんとの現地立会時の写真です。最後 26 ページが確認書になります。説明は以上です。

議 長        ただいまの事務局の説明に関連して、担当の飯沼由彦委員から報告をお願いします。

4        番        この案件については 1 月 6 日に私と穴井千年委員、麻生推進委員、小田推進委員、事務局 2 名で現地を確認しました。現地は、営農は行われていない、宅地に囲まれている農地でした。申請地に車庫や資材置き場などを設置しても周辺の営農には支障はないかと思われます。以上で報告を終わります。

議 長        それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

3        番        排水の同意書が付けてありますけど、ここは最終的には、川に流れ込みますか。

事 務 局 長        最終的には河川に流れ込みます。ここの同意についてはそこに隣接する字図上の水路の関係者という事で同意書を頂いています。

3        番        重機を置きますので油関係の問題があると思いますので確認をよろしくお願いいたします。

事 務 局 長        許可を出す事になれば、油が流れないよう話はしたいと思います。

議 長        それでは採決いたします。議案第 2 号番号 2 について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長        全員挙手ですので、議案第 2 号番号 2 は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長        次に、日程第 8 議案第 3 番号 1 から番号 5 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による利用権貸借の農地利用集積計画について」を議題に供します。この議題に関しましては、当事者である〇〇委員には、一時退室をお願いいたします。

(〇〇委員 退室)

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長        議案書の 10 ページをお開きください。「農地経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」(利用権貸借)農地経営基盤強化法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見求める。令和 4 年 1 月 11 日提出。小国町農業委員会会長松岡克明でございます。

議案第 3 号番号 1 です。土地の所在は大字黒淵字〇〇番地、地目は、登記簿田、現況田です。土地の面積は 2,393 m<sup>2</sup>、内容としましては新規となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は飼料作物、期間は 5 年、賃借料は記載の通りです。

続きまして番号 2、土地の所在は大字黒淵字〇〇番地から〇〇番地までの 3 筆です。3 筆共に登記簿田、現況田です。面積は 3 筆合計で 4,521 m<sup>2</sup>、内容としましては、再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は水稻、期間は 5 年、賃借料は記載の通りです。

続きまして番号 3 です。土地の所在は大字北里字〇〇番地と、字〇〇番地と、字〇〇番地、地目は 3 筆共に登記簿田、現況田です。土地の面積は 3 筆合計で 3,852 m<sup>2</sup>です。これは再設定となります。利用権を設定する者、利用権の設定を受ける者は記

載の通りです。利用目的は水稻、期間は 5 年、賃借料は記載の通りです。

続きまして番号 4、土地の所在は大字北里字〇〇番地、土地の地目は、登記簿田、現況田です。面積は 2,666 m<sup>2</sup>、内容としましては再設定となります。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は水稻、野菜、期間は 3 年、賃借料は記載の通りです。

続きまして番号 5、土地の所在は大字宮原字〇〇番地から同じく字〇〇番地の 7 筆です。地目は 7 筆共に登記簿田、現況田です。面積は 7 筆合計で 9,402 m<sup>2</sup>、これも再設定となります。利用権の設定をする者、利用権の設定を受ける者は記載の通りです。利用目的は水稻、期間は 3 年、賃借料は記載の通りです。詳しくは別冊資料 5 をご覧ください。2 ページから 6 ページまでです。それぞれの農地利用集積計画書を付けてあります。その中に設定を受ける者の農業経営の状況が記載されています。この議案につきましても要件は全てクリアしております。効率利用要件、農作業常時従事要件等があります。全てにおいて要件はクリアしています。説明は以上です。

議 長        それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問、意見なし)

議 長        それでは、採決いたします。議案第 3 号番号 1 から番号 5 の原案について同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 賛 成)

議 長        全員賛成ですので、議案第 3 号番号 1 から番号 5 の原案について同意することを決定します。

決定後波多野が〇〇委員を呼びに行く

(〇〇委員 入場)

議長        それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 1 回総会  
を閉会致します。

令和 4 年第 1 回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証する  
ためここに署名する。

1        番

5        番